

射水市監査委員告示第 7 号

定例監査結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準(令和2年射水市監査委員告示第6号)に準拠して令和3年6月に実施した上下水道部の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年7月5日

射水市監査委員 村上 欽哉

射水市監査委員 折橋 清弘

射水市監査委員 高橋 久和

定例監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

(上下水道部) 上下水道業務課、上水道工務課、下水道工務課

(2) 選定理由

上下水道部の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査の対象とする。

監査の方法	対象部局	前回の監査期間(監査範囲)
監査委員監査	上下水道業務課	令和2年6月12日から6月29日まで (令和元年度執行分)
	上水道工務課	
	下水道工務課	

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和2年度に執行した当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 必要性の乏しい支出をするリスク	ア 支出負担行為は予算執行計画及び予算配当に基づいているか。また、その額を超えていないか。
	イ 支出決定は、正当な権限者により行われているか。
	ウ 事務処理が遅延したため、延滞利息を支払っているものはないか。
	エ 消費税及び地方消費税の計算は適正に行われているか。
	オ 議会の議決に付すべき事由による支出は適正にその手続きがなされているか。
	カ 支出の特例による支払方法(資金前渡、概算払、前金払、繰替払等)及び精算時の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。

(2) 契約が適法に履行されないリスク	ア 工事完成の時期、物品の納入時期、その他の履行期限は守られているか。また、工事完了報告の時期は適正か。
	イ 契約代金及び前払金の支払は適切か。また、部分払の査定は妥当か。
	ウ 契約日以前に着工しているものはないか。
	エ 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか
	オ 契約代金及び前払金の支払は適切か。また、部分払の査定は妥当か。

4 監査の実施内容

上下水道部の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和3年6月14日から同年6月29日まで

第2 事業の概要

1 事務又は事業の概要

(1) 上下水道業務課

上水道業務課は、上水道・下水道の予算及び決算に係る事務をしており、主として次のような事務が行われている。

上水道事業会計及び下水道事業会計の出納及び資金の運用に関する事務
上下水道料金徴収業務の指導、管理、監督に関する事務

(2) 上水道工務課

上水道工務課は、上水道施設の維持管理を行っており、主として次のような事務が行われている。

各種水道事業の設計、精算、監督に関する事務
排水管、給水管等の苦情処理に関する事務

(3) 下水道工務課

下水道工務課は、下水道施設に関する事業等を行っており、主として次のような事務が行われている。

公共下水道及び特定環境保全公共下水道事業に関する事務
雨水施設整備事業に関する事務
受益者負担金・分担金の賦課及び収納に関する事務

2 監査対象局と職員数

(1) 部署別及び職種別の直近の人員数 (単位：名)

	上下水道業務課	上水道工務課	下水道工務課
職員数	9	13	12

(2) 監査対象局職員数の直近数年間の推移 (単位：名)

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
職員数	34	38	45

3 決算状況 決算額は決算書の数字

(1) 水道事業

ア 収益的収入及び支出

(単位：千円)

区分	決算見込額	決算額		
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
水道事業収益	2,249,061	2,209,463	2,259,614	2,219,772
水道事業費用	1,868,799	1,859,882	1,886,128	1,921,153

イ 資本的収入及び支出

区分	決算見込額	決算額		
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
資本的収入	433,196	364,459	461,625	478,354
資本的支出	1,547,734	1,351,685	1,415,606	1,513,704

(2) 下水道事業

ア 収益的収入及び支出

(単位：千円)

区分	決算見込額	決算額		
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
下水道事業収益	4,078,975	4,094,461	4,114,706	4,072,943
下水道事業費用	3,689,423	3,648,077	3,706,760	3,656,995

イ 資本的収入及び支出

区分	決算見込額	決算額		
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
資本的収入	948,363	2,137,798	2,858,842	3,299,921
資本的支出	2,608,417	3,780,845	4,498,268	4,943,580

第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については記述を省略した。

○意見

- (1) DXを推進するとともに、広域連携にも取り組み、より一層の経営の効率化に努められたい。
- (2) 修繕引当金については、取り崩し計画を見直すなど、今後の対応を検討されたい。
また、固定資産台帳等を精査し、適正な財産管理に努められたい。
(上下水道業務課)
- (3) 管路の更新については、水道事業ビジョンにおいて更新率1%を目標として掲げているものの減少傾向にあり、年々経年化管路率は上昇している。投資額を見直すなど適切に対処されたい。
(上水道工務課)
- (4) 老朽化が著しい新湊桜町及び太閤山処理区の下水道管路の改築・更新事業や雨水対策事業について、市民の安全安心を確保するため、遅れが生じないように計画的に整備されたい。
(下水道工務課)